

2021年8月4日
損害保険ジャパン株式会社

弁護のちから「コロナ被害相談プラン」の販売 ～コロナ禍での生活や新たなサービス利用における日常の法的トラブル解決を支援～

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、コロナ禍で新たに発生している様々なトラブルを法的に解決するための弁護のちから「コロナ被害相談プラン」の販売を2021年9月1日に開始します。

1. 商品販売の背景

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、生活様式が大きく変化しています。不安な気持ちを悪用した詐欺被害や感染者に対する差別・いじめなど、これまでは直面することがなかったような新たな日常トラブルが発生しています。

また、その他にもコロナ禍で需要が拡大したフリマアプリ等の個人間取引、マッチングアプリなどでも日常トラブルが増加しています。そのような日常トラブルを法的に解決することに特化したプランを販売することにしました。

2. 弁護のちから「コロナ被害相談プラン」の商品概要

（1）補償対象

「被害事故」、「人格権侵害」に関するトラブルを対象とします。

【トラブル例】

ワクチン接種予約サイトや助成金申請サイトを装ったサイトにアクセスしてしまい、金銭をだまし取られた。
感染疑義をかけられた子どもが、学校に来ないよう嫌がらせやいじめをうけた。
ワクチンの接種有無でいじめや差別を受けた。
マスク着用をめぐる、第三者から暴力を受けた。
個人間取引アプリを利用した際に、取引相手に金銭をだまし取られた。
マッチングアプリを利用した際に、結婚詐欺被害にあった。

（2）保険金の種類

前記（1）の法的トラブルに巻き込まれ、その解決のために負担した以下の弁護士費用が保険金のお支払対象となります。ただし、損保ジャパンが事前に承認した費用に限ります。

①法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。

②弁護士委任費用保険金

弁護士へトラブル解決の委任を行うときに負担した着手金・報酬などに対して保険金をお支払いします。

（3）付帯サービス

①弁護士紹介サービス

法律相談できる弁護士が身近にいても、弁護士紹介をご希望の際は、日本弁護士連合会の「リーガル・アクセス・センター」を通じて、弁護士をご紹介します。

②緊急時被害事故トラブルサポート

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスします。

以上